

令和6年1月29日

第8回総会議事録

長岡市農業委員会

第 8 回総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 1 月 29 日（月曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 37 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 38 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 39 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 40 号 農用地利用集積等促進計画案について
 - 日程第 3 報告第 7 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 （23 名）別紙のとおり
- 5 欠席委員 （1 名）別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主査 木村 秋津、主任 山際 賢也、
主事 土田 まりあ、主事 吉澤 あゆみ

開 会（午後 2 時 01 分）

山田事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 （あいさつ）

これより第 8 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

山田事務局長 欠席届が議席番号 16 番、千野俊輔委員から提出されております。出席委員は 24 名中 23 名であり、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

以上です。

日程第 1 議事録署名委員の選任について
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号14番、駒野亜由美委員、15番、西巻郁夫委員を指名いたします。

日程第 2 議案第37号 農地法第 3 条の許可申請について
議長 日程第 2、議案第37号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。
広沢係長 ご説明申し上げます。
議案書の 3 から 6 ページをご覧ください。
今月の 3 条許可申請は20件でございます。
1 番から10番は売買による所有権移転、11番から17番は贈与による所有権移転、18番から20番は賃借権の設定であります。
担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。
農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
議案第37号 農地法第 3 条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第38号 農地法第 5 条の許可申請について
議長 議案第38号 農地法第 5 条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
広沢係長 ご説明申し上げます。
議案書の 8、9 ページをご覧ください。
今月の 5 条許可申請は、越路地域 2 件、長岡地域 4 件の計 6 件でございます。

なお、申請のありました5条許可申請につきましては、本庁、支所において1月22日までに現地確認を実施しております。

1番、飯塚の畑について、駐車場用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和6年12月31日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用面積が既存施設の面積の2分の1を超えないものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、不動沢の畑について、工場及び倉庫建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和6年12月31日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用面積が既存施設の面積の2分の1を超えないものであるため、例外的に許可できるものであります。

3番、槇山町の田について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和6年4月20日から令和6年8月31日までの計画です。申請地は、槇山町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

4番、十日町の田について、運搬路敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和6年2月18日から令和9年2月17日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、砂利採取に必要な施設の建設であり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

5番、新組町の畑について、住宅建築敷地として利用するため、賃借権の設定をするものです。工期は、令和6年4月10日から令和6年10月20日までの計画です。申請地は、新組町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、

申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が18件、使用貸借権設定が1件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは19件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が17件、使用貸借権設定が2件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の14ページから24ページにて確認をお願いします。

以上、計42件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第39号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第40号

農用地利用集積等促進計画案について

議長

議案第40号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

初めに、議案書の差し替えをお願いいたします。

議案書の28ページに差し替えがありましたので、別にお配りしております28ページの議案書をご覧ください。

長岡市農業委員会により所有者を探索し、併せて農地が所有者不明で

ある旨の公示に対しても申出がなかった所有者不明農地について、新潟県農林公社が新潟県知事の裁定により利用権を取得し、新たに担い手に利用権を設定するものです。内容については、岩野の畑の賃借権の設定が2件となっています。

続いて、議案書の30ページから38ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用配分計画のうち一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。

なお、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正によって、当初貸付時の農用地利用配分計画は、農用地利用集積等促進計画に名称が変更されて移転するものです。

このたびは50件の申出があり、内容については、賃借権の移転が48件、使用貸借権の移転が2件となっています。これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をさせていただいたものです。

これら農用地利用集積等促進計画案は、新潟県農林公社で農用地利用集積等促進計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

 議案第40号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第3、報告第7号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について3件を40ページに、5条の届出について13件を41から44ページに、18条合意解約について5件を45、46ページに、利用権の解約について48件を47から53ページに、中間管理権の解約について60件を54から62ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第8回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時18分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和6年1月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	佐藤 佑美	13	出	本田 栄一																		
2	出	土田 米藏	14	出	駒野 亜由美																		
3	出	韭澤 哲也	15	出	西卷 郁夫																		
4	出	櫻井 正広	16	欠	千野 俊輔																		
5	出	若井 泰志	17	出	馬場 義昭																		
6	出	諸橋 昇一	18	出	安達 隆幸																		
7	出	馬場 陽子	19	出	坂詰 隆																		
8	出	青柳 久雄	20	出	多田 好一																		
9	出	長谷川 惣市	21	出	鳥羽 若一																		
10	出	岩本 一男	22	出	伊丹 なつい																		
11	出	田中 豊	23	出	佐藤 辰也																		
12	出	渡邊 義浩	24	出	中野 明美																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">23</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>人</td> <td>駒野 亜由美</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">24</td> <td>人</td> <td>西卷 郁夫</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	23	人	議事録署名委員		欠席委員	人	1	人	駒野 亜由美	委員	計		24	人	西卷 郁夫	委員
出席委員	人	23	人	議事録署名委員																			
欠席委員	人	1	人	駒野 亜由美	委員																		
計		24	人	西卷 郁夫	委員																		